

[▶ ホーム](#)
学会案内
[▶ 概要](#)
[▶ 定款等](#)
[▶ 組織・役員](#)
[▶ 学会からのメッセージ](#)
[▶ 事務局・連絡先](#)
市民の皆様へ
[▶ 医療における放射線被曝](#)
[▶ 放射線科の紹介](#)
[▶ 放射線・原子力関連情報](#)
[▶ 放射線医学の歴史](#)
[▶ レントゲンの日](#)
医学生・若手医師へ
[▶ 若手医師・学生の皆様へ](#)
平成12年度第9回理事会議事録

2006-6-1 14:16:00

日 時:平成13年1月25日(木曜日)16:00~18:00
 場 所:学士会館赤門分館7号室
 出 席:増田康治会長、隈崎達夫総務理事、阿部公彦、石垣武男、板井悠二、打田日出夫、遠藤啓吾、酒井邦夫、高橋睦正、山田龍作、平木祥夫、平松慶博、山下 孝各理事
 小西淳二、利波紀久各監事、竹田 寛第37回秋季臨床大会長

議題

1. 前回議事録の承認
2. 第60回日医放総会について
 - ・会長報告
 - ・名誉会員推薦候補者について
 - ・評議員提案事項について
 - ・総会議案について
 - ・優秀論文賞授賞者について
3. 第37回秋季臨床大会について
4. 放射線科専門医修練機関・協力機関年次報告結果の承認
5. 平成13年度歳入歳出収支予算(案)について
6. 学会誌刊行に関する経過報告と今後の検討
7. 定款変更について
8. 新潟地裁よりの鑑定依頼について
9. 医療事故防止委員会規約(案)の承認
10. AUR(Association of University Radiologist)、私学放射線責任者会議について
11. 会員および専門医修練機関・協力機関のデータベース化について
12. 専門医更新認定追加者の承認
13. 乳房撮影委員会規約と委員の承認
14. 広報委員会委員の承認
15. 会告の承認
 (事後承諾)抄録集 平成13年度定期総会招集案内
 (事後承諾)1月号 第37回秋季臨床大会案内1
 (〃)〃 第13回優秀論文賞について
 (〃)〃 第12回専門医認定一次試験について
 (〃)〃 第10回専門医認定二次試験について
 (〃)〃 (準会告)ASDIR2001Sapporo案
 2月号 専門医修練機関・協力機関年次報告結果
 〃 専門医更新認定追加者氏名
 〃 放射線科専門医更新単位取得制度について
 3月号 (準会告)第9回アジア・オセアニア放射線会議
 (AOCRユ01)案内
15. その他
 - ・医師以外の入会申込みについて
 - ・学会事務局の充実について

▶ 入会案内
▶ 会員のみなさまへ

- ▶ [What's New](#)
- ▶ [会員向けの情報](#)
- ▶ [学会からの情報・ガイドライン](#)
- ▶ [安全に関する情報](#)
- ▶ [会報・会告](#)
- ▶ [学会誌・出版物](#)
- ▶ [学術大会\(春・秋\)](#)
- ▶ [地方会案内](#)
- ▶ [国際交流](#)
- ▶ [関連学会集会](#)
- ▶ [利益相反](#)
- ▶ [専門医制度](#)
- ▶ [医学物理士制度](#)
- ▶ [リンク集](#)
- ▶ [電子放射線診療用語集](#)

会員専用ページへ


閲覧には会員番号と
パスワードが
必要です



日本語

報告事項

1. 御園生賞候補者について
2. 各委員会報告
第3回将来計画委員会議事録
3. その他

議 題:

1. 前回議事録の既に行われている文書承認を確認した。
2. 第60回日医放総会について
増田会長より第60回日医放総会について準備状況が報告された。
 - 1) 名誉会員推薦候補者について
各地方会より報告のあった候補者について検討を加え、竹川 鉦一君、堀内 淳一君、木戸長一郎君、石田 修君、赤土洋三君、中井俊夫君、中野政雄君、田中敬正君を評議員会、総会に推薦することに決定した。
 - 2) 評議員提案事項について
各事項について検討を行い、各担当理事より答弁することが決められた。
 - 3) 総会議案について
定款変更について第9条の禁治産者・準禁治産者という用語が民法改正(平成12年4月1日施行)により法律用語として存在しないことになった。この件につき評議員会並びに代議員会にて報告することを確認した。
3. 第13回優秀論文賞受賞者について
安達真人君、笹井啓資君、玉田 勉君の3名に決定した。
4. 第37回秋季臨床大会について
竹田大会長より資料に基づいて特別講演、シンポジウム等の計画案について説明された。これらの案は評議員等にアンケートをお願いしその結果を検討して作成された旨の報告があった。
平松理事より医療事故防止委員会で現在医療事故防止マニュアルを作成中であり、これをまとめたものを秋季臨床大会の時にワークショップとして発表したいのでプログラムの中に組み込んでいただきたいとの要望がだされた。
5. 放射線科専門医修練機関・協力機関年次報告結果の承認
平松理事より放射線科専門医修練機関・協力機関年次報告結果についての審査の要旨と問題点が紹介され、審査の結果を承認した
問題点については専門医を持たない人が修練機関の主任指導者として申請された件について専門医認定委員会で検討した結果、主任指導者としては認めないこととした旨の報告があり了承された。
放射線科専門医修練機関・協力機関年次報告結果は会告として学会誌に掲載される。(2月号)
遠藤理事より学会認定医制協議会が専門医認定制協議会と名称変更が行われる予定(協議会4月の総会にて)であるとの報告があった。
6. 平成13年度歳入歳出収支予算(案)について
酒井理事より資料をもとに説明があり了承された。また、既に学会宛にいただいている東南アジア放射線医学振興基金については、用途の目的など文章化して残すこととし、
その案を山下理事が作成することとした。また基金の内訳については毎年理事会にて会計報告を行うこととした。
7. 学会誌刊行に関する経過報告と今後の検討
酒井理事より出版業務委託契約の見直しについて前回の理事会から検討されている件について、新たな条件での見積り結果の報告があり、
理事会で検討後、学会としての日本医放会誌に対する基本的方針をはっきりさせる(日本医放会誌を英文誌に変更する、

或いは和文、英文を6回／年ずつに発行する等)必要があるので13年度に関しては現状のままとし、14年度以降に関しては、将来計画委員会で検討することとした。

また、14年度予算に組み入れるためには平成13年8月頃までに何らかの方針を出していただく必要があることを付け加え将来計画委員会にお願いすることとした。

また、この件について編集担当の打田理事よりRadiation Medicineの編集委員長を担当している大友 邦先生に幹事として参加して頂きたい旨の提案がありました承された。

8. 定款変更について

定款の中の総務理事を理事長に変更して運営を計る件について理事会で検討を行った結果、

また検討が不十分であるので次回理事会で再度定款の変更箇所を確認した上で評議員会・総会(代議員会)の提案事項とするかどうかを検討することとした。

9. 新潟地裁よりの鑑定依頼について

新潟地裁よりの鑑定依頼の件については総務理事に一任することとし、理事会はサポートすることを同意した。

10. 医療事故防止委員会規約(案)の承認(資料。1)

平松担当理事より、既にリスクマネジメント委員会として活動が行われているが委員会の名称を医療事故防止委員会に変更したい旨の報告および委員会の規約(案)について説明があり承認された。

今後の活動として事故防止マニュアル作成のために専門医修練機関・協力機関に、放射線科におけるアクシデント或いはインシデント事例収集の依頼を行う旨の報告がされた。

11. AUR(Association of University Radiologist)、私学放射線責任者会議について平松理事よりAURの会議に参加した際にAUR側から日本からの代表として誰かを推薦して欲しい旨の話があったとの報告がされた。

AUR側より正式な依頼文書がまだJRSに届いていないので、もし問い合わせがあれば担当を国際担当の板井理事にお願いすることとした。

12. 会員および専門医修練機関・協力機関のデータベース化について

平松理事より事務局にあるパソコンが10年前の物で現在の会員数では容量不足であるので新しい物に代えてデータベースの充実を図りたいとの報告があった。

酒井理事より今年度予算に機械の買い替えについては組み込まれているがソフトについては今後検討していただきたいとの要望があった。

13. 専門医更新認定追加者の承認

平木理事より放射線科専門医認定委員会の審査により、放射線科専門医更新認定追加者について報告があり承認された。

14. 乳房撮影委員会規約と委員の承認(資料。2)

石垣理事より、第1回乳房撮影委員会を開催し、そこで検討された委員会の概要及び今後の活動方針について説明された。また規約(案)及び委員について報告された。

15. 広報委員会委員の承認

山下理事より、平成12年12月31日で任期終了となる委員及び新委員(案)が提出され了承された。

16. 会告の承認

(事後承諾)抄録集 平成13年度定期総会招集案内

(事後承諾)1月号 第37回秋季臨床大会案内1

(〃)〃 第13回優秀論文賞について

(〃)〃 第12回専門医認定一次試験について

(〃)〃 第10回専門医認定二次試験について

(〃)〃 (準会告)ASDIR2001Sapporo案

2月号 専門医修練機関・協力機関年次報告結果

〃 専門医更新認定追加者氏名

〃 放射線科専門医更新単位取得制度について

〃 3月号(準会告)第9回アジア・オセアニア放射線会議

(AOCRユ01)案内

17. その他

1) 医師以外の入会申し込みについて

医師以外の職種で入会申し込みのあった1名について説明があり入会を承認した。

2) 学会事務局の充実について

山下理事より、会員数の増加に伴い事務局の充実を図るべきとの意見が出された。

報告事項

18. 御園生賞候補者について

今年度の御園生賞は九州大学の入江君を推薦したとの報告があった。

19. 各委員会報告

1) 第3回将来計画委員会議事録

石垣担当理事より委員会報告があり、遠藤理事より委員会議事録の中で専門医会と日医放との関係について誤解している意見が見受けられるので双方の話し合いの場を設け意見交換の必要がある。

関連学会にも呼びかけ話し合いの場を持つべきであるとの意見が出された。

その他

1. 日医放医療用標準線量研究会から学会宛に頂いたアンケートの取りまとめ結果について報告があり、今後どのように進めるかは継続して検討してゆくこととした。

2. 核医学診療に伴い発生する廃棄物の取り扱いマニュアル(案)について

遠藤理事より、日本医学放射線学会・日本放射線技術学会・日本核医学会・日本核医学技術学会・医用放射線防護連絡協議会の名前で関連各施設に配布する放射性医薬品を投与された患者のオムツ等の取り扱いについての注意事項をまとめた「核医学診療に伴い発生する廃棄物の取り扱いマニュアル(案)」について説明がされた。また、厚生労働省と医療法施行規則の改正に伴った局長通知について検討中である旨の報告があった。

(資料。1)

医療事故防止委員会規約

第1条 日本医学放射線学会に、医療事故防止委員会を置く。

第2条 (目的)医療事故防止委員会(以下委員会)は、画像診断、核医学、放射線治療、IVRを含む日本医学放射線学会の活動において、遭遇する可能性があるすべての危険を予知し、対策を講ずることにより、危険を未然に防ぐか、あるいは事故による患者、医療従事者、医療施設の損害を最小に止める

事を目的とする。

第3条（業務）委員会は以下の業務を行う。

- (1) 医療事故防止に関連する問題点を集める。
- (2) 医療事故防止に関連する施設の資料を集める。
- (3) アクシデント、インシデントの事例を徴集する。
- (4) 学会としての事故防止マニュアルを作成する。
- (5) 安全管理指針を周知するように広報活動を行う。

第4条（委員会構成）次の各項の委員をもって組織する。

- (1) 理事会により選任された担当理事数名
- (2) 放射線診療に関連する学会等からの代表者（理事兼務も可）
関連する学会等は、核医学会、放射線腫瘍学会、IVR学会、磁気共鳴学会、放射線防護連絡協議会、小児放射線学会、放射線科専門医学会
- (3) 委員長は委員の互選により任命される。
- (4) 委員長は副委員長を指名する。
- (5) 副委員長は議事録を作成する。

第5条（委員の任期）委員の任期は4年とし、再任は妨げない。

第6条（会議）以下の各項に基づき開催する。

- (1) 委員長は会議を招集する。会議は年2回以上開催される。
- (2) 委員長は議長を勤め、円滑な議事運営を指示し、議事録を作成させる。
- (3) 委員長が職務不可能な場合は、副委員長に権限を委任できる。

第7条（規約の改正）この規約の改正は理事会の議決を経て発効する。

第8条（規約の実施）この規約は平成13年1月25日より施行される。

（資料。2）

日本医学放射線学会乳房撮影委員会規約

第1条 日本医学放射線学会に乳房撮影委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条（目的）委員会は、乳房撮影及び診断に関する事項について検討し、もって放射線医学の発展に寄与することを目的とする。

第3条（業務）委員会の行う業務は次の通りとする。

1. 理事会より諮問された事項の審議と答申
2. その他第2条の目的に適う業務

第4条（構成）委員会は、担当理事1名、委員長1名、副委員長1名、委員若干名によって構成する。

第5条（任命）

1. 担当理事及び委員長は理事会で選任する。
2. 副委員長は委員長が指名する。
3. 委員長は、理事会の承認を得て会員の中から委員を委嘱する。なお、関連学会にも若干の委員の委嘱を依頼することができる。また必要に応じて専門委員を委嘱することができる。

4. 専門小委員会を必要に応じて設けることができる。

第6条（任期）委員の任期は2年とし、理事の改選の都度改めて選任する。

但し再任は妨げない。

第7条（改正）この規約の改正は、理事会の議決を得て発効する。

第8条（実施）この規約は、平成13年1月25日より実施する。

[このページのトップへ戻る](#) ↑